

## 事業主様

愛知県情報サービス産業健康保険組合理事長  
(公印省略)

### 平成28年4月からの健康保険法改正について

平素は当組合の事業運営につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
平成28年4月1日より、健康保険法が改正されます。主な改正内容につきまして下記の通りご案内いたします。被保険者の方にも周知していただきますよう、お願い申し上げます。  
なお、組合機関紙「ラブリー春号」および当組合ホームページでもご案内させていただく予定です。

#### 記

**施行期日 平成28年4月1日**

#### 1. 標準報酬月額の上限の引き上げ

保険料の算出の基礎となる標準報酬月額に3等級が追加され、上限が現在の47等級（121万円）から50等級（139万円）に引き上げられます。

平成28年3月の標準報酬月額の基礎となった報酬月額が123万5千円以上である場合、以下の新しい等級にあてはめ、当組合にて保険者改定（改定年月 平成28年4月）いたしますので、事業主様からの届出は不要です。該当される方につきましては、平成28年3月に事業主様にお知らせする予定です。

なお、固定的賃金の変動に伴い、平成28年4月に標準報酬月額改定（随時改定）に該当される方は、上記の保険者改定ではなく随時改定が優先されるため、通常どおり事業主様からの「月額変更届」の届出が必要です。

等級	標準報酬月額	報酬月額
47	121万円	117万5千円以上 123万5千円未満
48	127万円	123万5千円以上 129万5千円未満
49	133万円	129万5千円以上 135万5千円未満
50	139万円	135万5千円以上

追加

#### 2. 標準賞与額の累計額の上限の引き上げ

標準賞与額の年度累計額（4月1日から翌年3月31日まで）の上限が540万円から573万円に引き上げられます。

### 3. 傷病手当金・出産手当金の算定方法の変更

傷病手当金および出産手当金の1日当たりの支給額は、「標準報酬月額 $\times$ 30分の1 $\times$ 3分の2に相当する額」ですが、平成28年4月以降は、「支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1 $\times$ 3分の2に相当する額」に変更されます。

また、被保険者期間が1年に満たない場合は、以下の①②いずれか少ない額の3分の2に相当する額が1日当たりの支給額となります。

①支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の30分の1

②支給開始日の属する年度の前年度9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額の30分の1

### 4. 入院時の食事代の段階的な引き上げ

食事療養費がない在宅療養との公平性を図る観点から、入院時の食事療養標準負担額が段階的に引き上げられます。

現行		平成28年4月～		平成30年4月～
1食 260円	→	1食 360円	→	1食 460円

※低所得者、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者の負担額は変更ありません。

### 5. 紹介状なしで大病院を受診する際の定額負担の導入

紹介状なしで大病院（特定機能病院等）を受診する場合には、患者が定額負担する制度が導入される予定です。

※詳細については、現在、国において検討中です。

### 6. 患者申出療養の創設

患者からの申し出により、国が安全性等を審査した治療が保険外併用療養費の支給対象となり、健康保険の治療と併用して受けられるようになります。

### 7. 海外療養費支給申請時の添付書類の追加

海外療養費の支給申請時には、「診療内容明細書」に加えて以下の書類の添付が必要となります。

- ・旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- ・保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書